

手延べ干しめんについての生産行程管理者の認定の技術的基準の一部を改正する件新旧対照表条文

○手延べ干しめんについての生産行程管理者の認定の技術的基準（平成16年8月4日農林水産省告示第1468号）

（傍線の部分は改正部分）

新（平成21年4月9日農林水産省告示第491号）	旧
<p>一 生産及び保管に係る施設</p> <p>1 生産に係る施設 <u>生産行程に係る施設が、手延べ干しめんの日本農林規格（平成16年6月18日農林水産省告示第1189号。以下「日本農林規格」という。）第3条に規定する生産の方法についての基準に従い管理を行うのに支障のない広さ及び構造であること。</u></p> <p>2 保管に係る施設 <u>日本農林規格に従って生産された手延べ干しめんを、他の手延べ干しめんと区別して保管するのに支障のない広さ及び構造であること。</u></p> <p>二 生産行程の管理又は把握の実施方法</p> <p>1 <u>三の2に規定する生産行程管理責任者に、次に掲げる職務を行わせること。</u></p> <p>(1) <u>生産行程の管理（外注管理（生産行程の管理の一部を外部の者に行わせることをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）又は把握に関する計画の立案及び推進</u></p> <p>(2) <u>生産行程の管理において外注管理を行う場合にあっては、外注先の選定基準、外注内容、外注手続等当該外注に関する管理又は把握に関する計画の立案及び推進</u></p> <p>(3) <u>内部規程の制定、確認及び改廃についての統括</u></p> <p>(4) <u>従業員に対する生産行程の管理に関する教育訓練の推進</u></p> <p>(5) <u>生産行程に生じた異常、苦情等に関する処置及びその対策に関する指導又は助言</u></p> <p>2～4 [略]</p> <p>三 生産行程の管理又は把握を担当する者の資格及び人数</p> <p>1 生産行程管理担当者の資格及び人数 <u>生産行程管理担当者として、次のいずれかに該当する者であつて、適正な生産行程の管理又は把握を行うものが1人以上置かれていること。</u></p>	<p>一 生産及び保管に係る施設</p> <p>1 生産に係る施設 <u>次の条件に適合していること。</u></p> <p>(1) <u>作業に支障のない広さ及び明るさであること。</u></p> <p>(2) <u>ちり等の落下を防止できる構造であり、かつ、窓、出入口その他開放する箇所にねずみ及び昆虫の侵入を防止する設備があること。</u></p> <p>(3) <u>床面は、平らに仕上げてあり、かつ、清掃しやすいものであること。ただし、水を使用する作業を行う場所の床面については、耐水性材料を用いて平らに仕上げてあり、かつ、排水が良好に行える構造であること。</u></p> <p>(4) <u>場内に排水だめがないこと。</u></p> <p>(5) <u>清浄な水を十分に供給できる給水設備があること。</u></p> <p>2 保管に係る施設 <u>次の条件に適合していること。</u></p> <p>(1) <u>原材料及び資材を保管するのに支障のない広さ及び構造であること。</u></p> <p>(2) <u>手延べ干しめんの日本農林規格（平成16年6月18日農林水産省告示第1189号）第3条に規定する生産の方法についての基準に従って生産された手延べ干しめんを他の手延べ干しめんと区別して保管するのに支障のない広さ及び構造であること。</u></p> <p>二 生産行程の管理又は把握の実施方法</p> <p>1 <u>生産行程の管理（外注管理（生産行程の管理の一部を外部の者に委託して行わせている場合における外注先の選定基準、外注内容、外注手続等当該外注に関する管理をいう。）を含む。以下同じ。）又は把握を担当する者に、次に掲げる職務を行わせること。</u></p> <p>(1) <u>生産行程の管理又は把握に関する計画の立案及び推進</u></p> <p>(2) <u>生産行程に生じた異常等に関する処置又は指導</u></p> <p>2～4 [略]</p> <p>三 生産行程の管理又は把握を担当する者の資格及び人数</p> <p>1 生産行程管理担当者の資格及び人数 <u>生産行程管理担当者として、次のいずれかに該当する者が1人以上（当該生産行程管理者が複数の生産に係る施設を管理し、又は把握している場合には、当該管理し、又は把握する生産に係る施設の数、分散の状況等に応じて適正な生産行程の管理又は把握を行うのに必要な人数以上）</u></p>

置かれていること。

- (1) [略]
- (2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、食品の生産、生産の指導又は試験研究に3年以上従事した経験を有するもの
- (3) 食品の生産、生産の指導又は試験研究に5年以上従事した経験を有する者

2 [略]

四 [略]

五 格付を担当する者の資格及び人数

1 格付担当者の資格及び人数

格付担当者として、三の1の(1)、(2)又は(3)のいずれかに該当する者であって、講習会において手延べ干しめんに係る格付に関する課程を修了したものが1人以上(当該生産行程管理者が複数の生産に係る施設を管理し、又は把握する場合には、当該管理し、又は把握する生産に係る施設の数、分散の状況等に応じて適正な格付を行うのに必要な人数以上)置かれていること。

2 [略]

(1) [略]

(2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、食品の生産、生産の指導又は試験研究に2年以上従事した経験を有するもの

(3) 食品の生産、生産の指導又は試験研究に3年以上従事した経験を有する者

2 [略]

四 [略]

五 格付を担当する者の資格及び人数

1 格付担当者の資格及び人数

格付担当者として、三の1の(1)、(2)又は(3)のいずれかに該当する者であって、講習会において手延べ干しめんに係る格付に関する課程を修了したものが1人以上置かれていること。

2 [略]